

## 八代市SDGsアクション宣言募集要項

### 1 目的

本市においてSDGs（持続可能な開発目標）に取り組む市内の企業・団体等の裾野を拡大し、市内全体のSDGs意識を高め、実践的な取組に繋げていくために、企業・団体等がその取組を宣言し、本市が市内外に向けて企業・団体等の取組を情報発信することで、本市内全域へのSDGsの普及啓発を図ることを目的とします。

### 2 対象者・応募資格

次の（１）～（４）の全ての要件を満たす八代市内に事業所を有する企業（個人事業主を含む）、団体、国等の機関及び学校教育法第１条に規定する学校等

- （１）八代市SDGsアクション宣言の趣旨に賛同し、SDGs達成に向けた取組を実施し、または実施する予定であること。
- （２）SDGs達成に向けた目標と取組内容がSDGsの17のいずれかのゴールに関連付けされていること。
- （３）八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でないこと。
- （４）法令又は公序良俗に反していないこと。

### 3 宣言方法

#### （１）募集開始日

令和5年5月1日（月）から随時受付

#### （２）応募方法

「八代市SDGsアクション宣言申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、次の書類を添付して八代市企画政策課へ提出してください。

- ①八代市SDGsアクション宣言書（様式第2号）
- ②その他市長が必要と認める書類

### 4 宣言後の取扱い

- （１）申請書を受理後、市において内容の確認を行い、「八代市SDGsアクション宣言証」を交付します。
- （２）宣言書及び宣言者の一覧を市ホームページで公表します。
- （３）宣言者は、宣言者のホームページ等においても取組内容を公表するよう努めてください。
- （４）宣言いただいた取組については、その取組状況等の報告をお願いする場合があります。

## 6 宣言内容の変更

宣言した内容に変更がある場合は、八代市SDGsアクション宣言変更届（様式第4号）を市に提出してください。

## 7 宣言の辞退

宣言の辞退をしようとする場合は、八代市SDGsアクション宣言辞退届（様式第5号）を市に提出してください。

## 8 宣言の公表の取消し

宣言者が次のいずれかに該当する場合は、市から交付した宣言証の返還を求め、市が公表した内容を取り消すものとします。

- ①虚偽又は不正の手段により申請したと認める場合
- ②法令に違反する重大な事案が発生した場合
- ③SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
- ④その他、宣言事業者として適当でないと認める場合

## 9 お問い合わせ先

八代市 総務企画部 企画政策課

電話：0965-33-4104（直通）

E-mail：kikaku@city.yatsushiro.lg.jp